

民営化対象保育所の選定一覧表

【選定基準】

選定基準 に該当する保育所は民営化の対象にしないことから、同一ブロックにおけるもう一方の保育所を民営化することとします。

なお、該当する保育所がないブロックは、次の選定基準 で選定します。

【選定基準】	東		西		南		北		中央	
	総持寺	鮎川	春日	下穂積	沢良宜	玉島	道祖本	郡	中央	中津
民営化の対象にしない視点										
所庭が児童遊園と併設している	-	-	-	-	-	-	-	-	児童遊園	
地域子育て支援センターを併設している	併設		-	-	-	-	-	-	併設	
判 定		民営化	選定基準 で選定		選定基準 で選定		選定基準 で選定			民営化

網かけは民営化の対象とする保育所

【選定基準】

選定基準 では、項目ごとに民営化の対象にする保育所を判定し、すべての項目の判定結果をもとに民営化する保育所を選定します。

- (1) 市立保育所が有する機能と役割を考慮して存続させる視点
この視点は、市立保育所として存続させる視点であることから、それぞれの項目で割合が低い保育所を民営化の対象にします。
- (2) 移管先法人の安定的な運営と継続性を考慮した視点
この視点は、民営化の対象にする視点であることから、それぞれの項目で数値が高い保育所を民営化の対象とします。

【選定基準】	西		南		北	
	春日	下穂積	沢良宜	玉島	道祖本	郡
(1)市立保育所が有する機能と役割を考慮して存続させる視点						
在所する要配慮・障害児童の割合が高い(%)	9.3	8.7	5.5	11.5	9.8	15.8
地域における在宅児童の割合が高い(%)	45.2	41.4	46.5	47.9	43.6	48.5
基幹的拠点としての配置バランスを考慮して利便性が高い						
待機児童のうち、当該保育所を希望する割合が高い(%)	9.7	8.3	22.2	9.7	1.4	11.1
(2)移管先法人の安定的な運営と継続性を考慮した視点						
地域における0歳から5歳児童数が多い(人)	1938	1621	1677	1359	188	1221
在所する児童数が多い(人)	118	134	107	132	127	139
建物の経過年数が少ない(年)	25	39	40	37	40	34
民営化の対象とする項目の合計	2	5	3	4	4	3
総 合 判 定		民営化		民営化	民営化	

網かけは民営化の対象とする保育所